

① 件名
石巻市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成経費の公費負担について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 市長選挙の選挙運動においては、公職選挙法に基づきビラの頒布が認められており、その作成経費については「石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」に基づき公費負担としているところである。 今般、公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙運動においても、公費負担により作成したビラの頒布ができることとなった。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、市議会議員選挙において資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保つとともに、有権者への情報提供の機会を拡充するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成29年 6月 公職選挙法の一部改正（平成31年3月1日施行） 平成30年12月 第14回石巻市選挙管理委員会において条例改正案を報告</p>
⑤ 主な内容
<p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員選挙運動用ビラ作成経費について、公費負担できるようにする。 2 公費負担額は、市長選挙におけるビラの作成公費負担額と同様に、公職選挙法施行令の基準に基づき1枚7円51銭以内、作成枚数は公選法の基準に基づき4,000枚以内とする。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 市議会議員選挙において、選挙運動用ビラが公費負担により配布されることにより、候補者の政見等を有権者が知る機会が拡充されることで投票率の向上が期待される。</p> <p>【市財政への負担】 1 候補者当たりの限度額 30,040円（4,000枚×7.51円） ※立候補者が40人の場合 30,040円×40人＝1,201,600円 （参考） 市長選挙ビラ公費負担額：1候補者当たりの限度額 120,160円（16,000枚×7.51円）</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
宮城県内13市の条例制定状況は下記のとおり。	
条例制定済み	2市
平成30年度中に制定予定	9市
平成33年中に制定予定	1市
条例制定未定	1市(市長選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例も未制定)
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成31年2月	平成31年市議会第1回定例会へ石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について提案(公布の日から施行) 石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例施行規程の一部改正(直近の選挙管理委員会へ提案)
⑨ その他	